

児童扶養手当 マル親医療証 が変わります！

1 11月から児童扶養手当が変わります

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の保護者向けの手当です。

3人目以降のお子さんの金額がUP！

	10月まで	11月から	10月まで	11月から
	全部支給		一部支給	
児童1人目	45,500円	45,500円	45,490～10,740円	45,490～10,740円
2人目	10,750円	10,750円	10,740～5,380円	10,740～5,380円
3人目以降	6,450円	10,750円	6,440～3,230円	10,740～5,380円

4,300円UP！

4,300円～2,150円UP！

所得制限の上限がUP！

11月から本人の所得制限の上限が変わります。(扶養義務者等の所得制限額は変更なし)

扶養人数	全部支給		一部支給	
	令和4年中所得	令和5年中所得	令和4年中所得	令和5年中所得
0人	570,000円	770,000円	2,000,000円	2,160,000円
1人	950,000円	1,150,000円	2,380,000円	2,540,000円
2人	1,330,000円	1,530,000円	2,760,000円	2,920,000円
3人	1,710,000円	1,910,000円	3,140,000円	3,300,000円

20万円UP！

16万円UP！

※以後、1人増すごとに38万円を加算します。

申込はお早めに！

申請方法のご案内はこちら

申請期限：**令和6年10月31日(木)** ()

対象者や申請方法の詳細については、練馬区ホームページをご確認の上、申請期限までにご申請ください。

申請期限までに申請した場合、令和6年11月分から手当を支給します。(振込は令和7年1月です。)期限後も申請はできますが、手当の支給は申請した翌月分からとなります。



裏面へ

2 令和7年1月からマル親医療証が変わります

マル親医療証では、ひとり親家庭等の保護者に、保険適用分の医療費の自己負担金（高額療養費・入院時食事療養費を除く）を助成します。

所得制限の上限がUP！

令和7年1月から申請者の所得制限の上限が変わります。（扶養義務者等の所得制限額は変更なし）

扶養人数	令和4年中所得		令和5年中所得
0人	2,000,000円	→	2,160,000円
1人	2,380,000円	→	2,540,000円
2人	2,760,000円	→	2,920,000円
3人	3,140,000円	→	3,300,000円

※以後、1人増すごとに38万円を加算します。

16万円UP！

医療機関の窓口での支払を減らせます！

受給者と扶養義務者の住民税の課税・非課税により、医療費の自己負担が異なります。

受給者 \ 扶養義務者	課税	非課税
課税	3割 1割	3割 1割
非課税	3割 1割	3割 無料

※一部、減額にならないものがあります。

申込はお早めに！

申請期限：令和6年11月29日（金）（ ）

申請方法のご案内はこちら

対象者や申請方法の詳細については、練馬区ホームページをご確認の上、申請期限までにご申請ください。令和6年12月中旬に医療証を発行し、ご自宅に郵送します。



申請期限後にご申請いただいた場合、令和6年12月中旬に医療証の発行ができないことがあります。

■問い合わせ先

練馬区 教育委員会事務局 こども家庭部 子育て支援課 児童手当係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1（本庁舎10階） ☎03-5984-5824（直通）

受付時間：月～金の8:30～17:15（土日・祝日を除く） <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>